

令和5年分「税の申告」

申告は忘れずに

確定申告、市・県民税申告相談（以下、申告相談）受付期間中に、税務課職員が、プラザきくと小笠支所会議棟の2会場で、申告書の作成をお手伝いします。事前予約の上、必要な書類をそろえて、申告をお願いします。

問い合わせ 税務課市民税係 ☎35-0912



期間 2月16日(金)～3月15日(金) ※土日・祝日は除く

時間 午前9時15分～11時20分、午後1時～3時5分

※内容の事前チェックをしますので、予約時間の15分前にお越しください。

会場 菊川地域会場：プラザきくる3階、小笠地域会場：小笠支所会議棟

内容 ・給与、公的年金などの収入に関する所得税の納付または還付の申告
・営業、農業、不動産などの収入があり所得税の納付または還付が発生しない申告
・市・県民税申告

■予約方法

感染症対策および待ち時間短縮のため、申告相談は事前予約となります。以下のいずれかの方法で、必ず予約してください。

①電話による予約

期間 1月15日(月)～1月31日(水)、2月6日(火)～3月14日(木)

※土日・祝日は除く

時間 午前9時～正午、午後1時～4時

※1月中のみ水曜日は上記時間に加え、午後5時～6時30分も可

電話番号 ☎35-0967 ※お掛け間違えないようご注意ください。

予約方法の詳細は、広報11月号4、5ページまたは令和5年12月21日発行の自治会各戸配布文書、市ホームページ(右記)をご覧ください。



②LINEによる予約

期限 1月31日(水)

時間 24時間可

その他 事前に菊川市LINE公式アカウントの友だち登録が必要です。右記を読み取ると、友だち登録ができます。登録後、基本メニューにある「確定申告相談予約」を押すと予約のメッセージが出てきます。「予約を始める」から、申し込みを進めてください。



▲市LINE公式友だち登録



ここをクリックすると右記のようにメッセージが表示されます。



次の申告内容は、掛川税務署が開設する確定申告会場へ

- ① 営業・農業・不動産等の収入があり、所得税の納付または還付が発生する申告
 - ② 政党等寄附金(税額控除)がある申告
 - ③ 土地・建物・株式の譲渡を伴う申告
 - ④ 青色申告
 - ⑤ 海外への仕送り証明を添付する必要がある申告
 - ⑥ 初年度の住宅借入金等特別控除を受ける申告
 - ⑦ 雑損控除のある申告
 - ⑧ 過年分の申告(令和4年分以前)
 - ⑨ 証券口座の取り引きに係る申告
 - ⑩ 退職所得に係る申告
 - ⑪ 死亡した人の申告(準確定申告)
 - ⑫ 贈与税・消費税の申告
- ※掛川税務署会場では、入場券の取得が必要です。



▲会場：JA掛川市茶業研修センター
(掛川市千羽609-1)